令 和 3 年 3 月 1 8 |

医師の働き方改革について

徳島県保健福祉部医療政策課

概要

医師の働き方改革に関する経緯

これまでの経緯

□ 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)

「医師については、時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。具体的には、改正法の施行期日(※平成31年4月1日)の5年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。」

- □ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年7月6日 公布) 時間外労働の上限規制に関し、大企業は平成31年4月より、中小企業は令和2年4月より適用。医師については、令和6年4月から適用。
- □ 厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」報告書とりまとめ(平成31年3月28日) 平成29年8月2日より22回開催し、医師の時間外労働規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等につい て取りまとめ。
 - ⇒ 「**医師の働き方改革の推進に関する検討会」**を令和元年7月5日に立ち上げ。
 - ⇒ 「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」を令和元年10 月23日に立ち上げ。

議論の状況

- □ 医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和元年7月~現在 計10回)
- 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会(令和元年10月~現在計6回)

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」について

- ◆ 医師に対しては、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される。その規制の具体的内容等について検討してきた「医師の働き方改革に関する検討会」において、労働基準法体系において定める上限規制と医事法制・医療政策における対応を組み合わせ、医師の診療業務の特殊性を踏まえた働き方改革を推進していくことを内容とする報告書がとりまとめられた。
- ◆ これを受け、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、有識者の参集を得て具体的検討を行う。

構成員

(計16名) (※五十音順)

家保 英隆 高知県健康政策部副部長

今村 聡 公益社団法人日本医師会女性医師支援センター長

◎ 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授

岡留 健一郎 福岡県済生会福岡総合病院名誉院長

片岡 仁美 岡山大学病院ダイバーシティ推進センター教授

城守 国斗 公益社団法人日本医師会常任理事

島崎 謙治 国際医療福祉大学大学院教授

島田 陽一 早稲田大学法学部教授

鈴木 幸雄 横浜市立大学産婦人科助教

堤 明純 北里大学医学部教授

仁平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長

(※令和2年3月に、村上 陽子 日本労働組合総連合会総合労働局長と交代)

馬場 武彦 社会医療法人ペガサス理事長

水島 郁子 大阪大学大学院高等司法研究科教授

森 正樹 日本医学会副会長(九州大学大学院消化器·総合外科教授)

森本 正宏 全日本自治団体労働組合総合労働局長

山本 修一 千葉大学副学長·千葉大学大学院医学研究院眼科学教授

◎:座長

本検討会の検討事項

- (1) 医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策に おける措置を要する事項
 - ・ 地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の対象医 療機関の特定にかかる枠組み
- ・ 追加的健康確保措置の義務化及び履行確保にかかる枠組み
- ・ 医師労働時間短縮計画、評価機能にかかる枠組み
- (2) 医師の時間外労働の実態把握
- (3) その他

検討のスケジュール

- ◆第1回(令和元年7月5日)医事法制・医療政策における措置を要する事項等について
- ◆第2回(令和元年9月2日)追加的健康確保措置の履行確保の枠組み・医師労働時間 短縮計画及び評価機能のあり方について
- ◆第3回(令和元年10月2日)地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の指定 の枠組みについて
- ◆第4回(令和元年11月6日)評価機能について
- ◆第5回(令和元年12月2日)評価機能について
- ◆第6回(令和元年12月26日)これまでの議論のまとめについて
- ◆第7回(令和2年3月11日)医師の働き方改革について
- ◆第8回(令和2年8月28日)医師労働時間短縮計画策定ガイドライン、医師の実態調査 及び地域医療への影響調査について 等
- ◆第9回(令和2年9月30日)副業・兼業を行う医師の地域医療確保暫定特例水準適用、 医師の労働時間短縮等に関する大臣指針について 等
- ◆第10回(令和2年11月18日)これまでの議論のまとめについて
- ◆第11回(令和2年12月14日)中間とりまとめ(案)について

等

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等 の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<I.医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

|<||. 各医療関係職種の専門性の活用>

- 1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】 タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。
- 2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置
- ①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

- 1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】 医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。
- 2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日施行】 令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。
- 3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法) 【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

⟨Ⅳ. その他⟩ 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

医師の働き方改革の全体像

※下線部は法改正予定事項

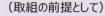
医療機関:労働時間短縮に向けた取組と適切な労務管理

- ▶ 労働時間短縮に向けた取組
 - ・タスク・シフト/シェア
 - 医師の業務の削減
 - ·変形労働時間制等の導入
 - ・I C T 等の活用
 - ・その他の業務削減・効率化



- ・地域の医療機関間の医師配置の見直し等
- > 診療体制の見直し
 - ・救急等の医療提供の見直し
 - ・診療科の見直し、病院の再編・統合





- 労務時間管理 の徹底
- > 追加的健康確保措置
- ・客観的な手法による労働時間の把握
- ・36協定の締結
- ・宿日直、研鑚の適正な取扱い 等
- ・連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息
- ・面接指導 等

適切な労働時間の把握・給与の支払い

大学・

大学病院 (医育機関 ·医局機能) ➤研究 ➤医師

▶診療

▶医師の養成等



評価機能

労働時間短縮に向けた取組・ 労務管理状況について評価



住民:適切なかかり方

- ➤ 医療のかかり方の見直し
- > かかりつけ医の活用
- ⇒ 大病院への集中の緩和



労働時間短縮に向けた 取組や労務管理に関し て支援を実施

医師偏在

対策

地域医療

構想

都道府県:地域の医療提供体制の確保

> 勤務環境改善支援

- ・医療勤務環境改善支援センター等を通じ、医療機関に対する労働時間 短縮等に向けた勤務環境改善の支援
- 医師偏在対策
 - ・医師確保計画等を通じた地域及び診療科の医師偏在対策
- ・総合診療専門医の確保等
- ・臨床研修医の定員の配置等による偏在対策

> 地域医療構想

- ・地域の医療ニーズに即した効率的な医療機能の確保
- ・公立・公的医療機関等の2025年に向けた具体的対応方針の検証

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される 医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。
- 地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/シェアの推進と併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1.860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の 医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、 記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮 により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、 より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)



<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センター を通じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)
- ・医師への周知啓発

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間 短縮計画の案を**作成**

評価センターが**評価**

都道府県知事が**指定**

医療機関が 計画に基づく取組を**実施** A (一般労働者と同程度) 連携B (医師を派遣する病院) B (救急医療等)

医療機関に適用する水準

B (救急医療等)

C-1 (臨床・専門研修)

C-2 (高度技能の修得研修)

年の上限時間 面接指導 960時間 1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了 **義務**

1,860時間

休息時間の確保 努力義務

義務

面接指導

健康状態を医師がチェック

医師の健康確保

休息時間の確保

連続勤務時間制限と 勤務間インターバル規制 (または代償休息)

7

医師の時間外労働規制について

一般則

(例外)

時間外労働

上限]

- 年720時間
- 複数月平均80時間 (休日労働含む)
- •月100時間未満 (休日労働含む) 年間6か月まで

(原則)

- 1か月45時間
- 1年360時間

※この(原則)については医師も同様。

2024年4月~

年1.860時間/

年1,860時間/月100時間未満 (例外あり)

月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む ※いずれも休日労働含む

В

⇒将来に向けて縮減方向

不中的技能向上水淮

連携B

地域医療確保暫定特 (医療機関を指定)

(医療機関を指定)

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修 プログラムに沿って基礎的な技能や 能力を修得する際に適用

※本人がプログラムを選択

C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目 以降の者が、高度技能の育成が公益

上必要な分野について、指定された 医療機関で診療に従事する際に適用

※本人の発意により計画を作成し、

医療機関が審査組織に承認申請

将来

(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標)後)

> 将来に向けて 縮減方向

年960時間/ 月100時間(例外あり ※いずれも休日労働含む

A

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

年960時間/

月100時間未満 (例外あり)

※いずれも休日労働含む

A:診療従事勤務

医に2024年度以降

適用される水準

連続勤務時間制限28時 間・勤務間インターバ ル9時間の確保・代償 休息のセット(努力義 務)

※実際に定める36協定 の上限時間数が一般則を 超えない場合を除く。

連続勤務時 間制限28時 間·勤務間 インターバ ル9時間の 確保・代償 休息のセッ

ト (義務)

連続勤務時間 制限28時間・ 勤務間イン ターバル9時 間の確保・代 償休息のセッ ト (義務)

※臨床研修医に ついては連続勤 務時間制限を強 化して徹底

連続勤務時間制 限28時間·勤務 間インターバル 9時間の確保・ 代償休息のセッ ト (努力義務)

※実際に定める3 6協定の上限時間 数が一般則を超え ない場合を除く。

連続勤務 時間制限 28時間・ 勤務間イ ンターバ ル9時間 の確保・ 代償休息 のセット (義務)

【追加的健康確保措置】

対象医療機関の指定要件

B·連携B·C水準の対象医療機関の指定要件

※要件となる項目に〇

		B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準	備考
1	医療機関機能	0	0	5	0 2 % +	ym · J
	臨床研修病院又は専門研修プログラム・カリ キュラム認定医療機関である			0		
	特定高度技能を有する医師の育成・研 鑽に十分な環境がある				0	設備、症例数、指導医等につき 審査組織(国レベル)の個別審 査を想定。
	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある	0		0	0	
	副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を 超える必要がある		0			
4	(必要性について、合議での確認)	まについて、合議での確認) 都道府県医療審議会 の意見聴取		地域医療対策協議会 審査組織及び都道府 及び都道府県医療審 県医療審議会の意見 議会の意見聴取 聴取		
	(必要性について、実績面の確認)	労働時間短縮計画に 記載の実績値で判断	記載の実績値で判断	# 12070 Access 18 2012 ACCESS 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	労働時間短縮計画に 記載の実績値で判断	
5	都道府県医療審議会の意見聴取 ※地域の医療提供体制の構築方針 との整合性、影響の確認	0	0	0	0	実質的な議論は、医療審議会に 設けられた分科会や地域医療対 策協議会等の適切な場において 行うことを想定
	労働時間短縮計画が策定され、労働時間短縮の取組や追加的健康確保措置の 実施体制の整備が確認できる	0	0	0	0	年 1 回都道府県へ提出
7	評価機能の評価を受けている	0	0	0	0	過去3年以内に受審していること
- ×	労働関係法令の重大かつ悪質な違反が ない	0	0	0	0	過去1年以内に送検・公表され ていないこと 10

地域医療確保暫定特例水準の対象となる医療機関の要件

地域医療確保暫定特例水準(B・連携B水準)の対象となる医療機関の要件のうち、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく長時間労働となる医療機関であることの詳細は、以下のとおり。

B水準対象医療機関

【医療機能】

- ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・ 「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
 - i 三次救急医療機関
 - ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
 - iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
 - iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な 役割を果たす医療機関
- ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

【長時間労働の必要性】 ※B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる。

◆上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。

連携B水準対象医療機関

【医療機能】

- ◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例)大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの
- 【長時間労働の必要性】 ※連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる。
- ◆自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と 通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。
 - (※連携B水準の指定のみを受けた場合の、個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働の上限は年960時間)
- ※なお、当該医療機関内で医師のどの業務がやむなく長時間労働となるのかについては、36協定締結時に特定する。したがって、<u>当該医療機関に所属する全ての</u> 医師の業務が当然に該当するわけではなく、医療機関は、当該医療機関が地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関として特定される事由となった「必須とされ る機能」を果たすために必要な業務が、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務とされていることについて、合理的に説明できる必要がある。

指定の流れ等

B・連携B・C水準の指定に当たっての基本的な流れ

医療機関

医師労働時間短縮 計画の作成

評価機能による評価

- B・連携B・C 水準の指定申請
- 3 6 協定の 締結

業務開始

- 毎年PDCAサイクルで 見直し
- •労働時間の実績と労働時間短縮 に向けた取組状況を評価
- •評価受審後、必要に応じて追加 的な対応
- •B・連携B・C水準の 対象となる医療機能、 プログラム/カリキュ ラムに限定して指定

指定申請

- B ・ C 水準の対象業 務・人数を特定
- •追加的健康確保措置 の実施
- •労働時間短縮に向け た取組

評価受審 評価結果の通知 評価 様な 関内 医師 保 は 関内 医師 体制 によ (必要に応じて事前に相談) ※年1回の提出 評価結果に応じて 計画の再提出

評価結果を踏まえて、多

様な支援の提供(医療機 関内のマネジメント支援、 医師確保、地域医療提供 体制の機能分化・連携等 により支援) 評価結果及び追加 的な対応に係る確 認を踏まえて指定

- ・引き続きの支援 (追加的健康確保 措置の実施、労働 時間短縮に向けた 取組への支援)
- ・立入検査による 追加的健康確保措 置の実施確認

都道府県(勤務環境改善支援センター含む)

C-2水準の対象医療機関としての36協定の締結に当たっては、C-2水準の対象医療機関としての都道府県の指定のほか、審査組織による審査(医療機関の教育研修環境、医師個人の特定高度技能研修計画の内容)が必

意見を聴取 意見

都道府県医療審議会*

- ※実質的な議論は、医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の 適切な場において行うことを想定。
- ※C-1水準の指定に当たっては地域医療対策協議会において協議。

13

B・連携B水準の指定のフロー

B・連携B水準対象医療機関の指定

3 6 協定 締結 業務開始・追加的健康確保措置の実施 等

- 評価機能に よる評価を 受ける。
- ・ 医療機関からのB・連携 B水準の指定申請を受け、 地域医療の観点から必須 とされる機能を果たすた めにやむなくA水準を超 える必要のある医療機関 として、 都道府県医療 都道府県が指定する。
- 指定に伴い、当該医療機 関に追加的健康確保措置 が義務付けられる。

B水準に い ては対象業務に LI て 3 6協定で特定

- 医師の労働時間短縮に必要な支援 (マネジメント改革支援、地域医療提供体制における機能分化・連携の推進、医師偏在対策における 重点的な支援等)を受け、労働時間短縮に取り組む。
- 追加的健康確保措置の実施。未実施の場合には、段階的な履行確保の枠組の中で、改善に向けて取組む。

C-1水準の指定のフロー

「臨床研修プログラム]

「専門研修プログラム」

各医療機関が既存の臨床研修プログラムにおける勤務 時間の実態を把握

各医療機関は実態に基づく各プログラムにおける時 間外労働時間の上限を設定し、それがA水準を超え る場合、都道府県に申請

各都道府県の地域医療対策協議会で議論、その後都道 府県が指定

都道府県の指定ののち36協定の締結・改正

マッチング協議会に登録、募集開始

医学生は、時間外労働の上限を確認の上、プログラム を選択し、応募

国家試験合格後、入職時に雇用契約を締結

指定申請時にはプログラム 全体及び各医療機関の時間 外労働時間の上限を明示

C-1水準の

対象医療機関の指定

C-1水準の 適用医師の特定 各医療機関が既存の専門研修プログラム・カリキュラ ムにおける勤務時間の実態を把握

各医療機関は募集する各専門プログラム・カリキュ ラムにおける時間外労働時間の上限を設定し、それ がA水準を超える場合、各学会に申請

各学会および日本専門医機構審査後に、各都道府県の 地域医療対策協議会で議論、その後都道府県が指定

都道府県の指定ののち36協定の締結・改正

日本専門医機構による専攻医募集開始

専攻医希望医師は、各プログラム・カリキュラムの時 間外労働の上限を確認の上、応募

入職時に雇用契約を締結

C-2水準の指定のフロー

厚生労働大臣による分野の公示 審査組織は特定高度技能及びその詳細(習得に必要とされる設備、症例数、指導医等)を示す

医療機関指定後、計画を審査する場合

都道府県による医療機関の指定

- ・特定機能病院
- 臨床研究中核病院
- · C-2 水準対象分野の研修機関

であって、審査組織による審査を経て、C-2水準の対象医療機関の要件を満たしている場合に指定

医師による特定高度技能研修計画の作成

当該計画の所属医療機関における承認と 審査組織への計画の提出

審査組織における個別計画の審査通過 (C-2水準の対象分野の技能が習得できる計画になっているか、医師の経験年数等も踏まえ審査)

C-2水準の適用医師の特定

[医療機関と計画を同時に審査する場合]

医師による特定高度技能研修計画の作成

当該計画の所属医療機関における承認と 審査組織への計画の提出

審査組織における個別計画の審査通過 (C-2水準の対象分野の技能が習得できる計画になっているか、医師の経験年数等も踏まえ審査) (所属医療機関が当該計画に記載の技能の習得に十分な教育研修環境を有しているかについても同時に審査)

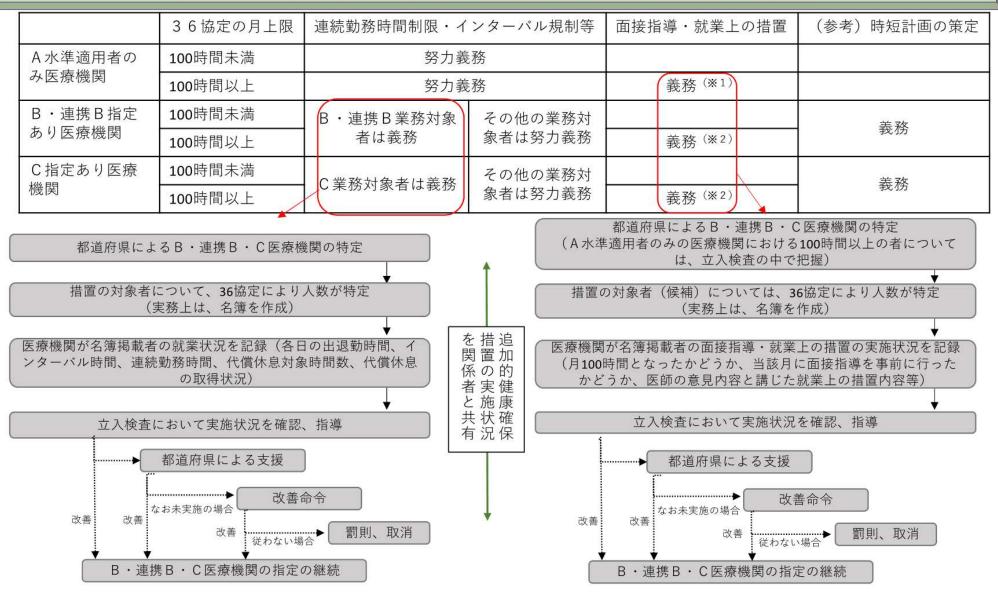
都道府県による医療機関の指定 特定高度技能研修計画に記載の技能を習得するのに十分 な教育研修環境を有している医療機関であって、C-2 水準の対象医療機関の要件を満たしている場合に指定

C-2 水準の適用医師の特定

B・連携B・C水準の指定に係る労働時間の確認に関する各機関の役割

			C-1	0 0 dr##					
		B水準・連携B水準	臨床研修	C-2 水準					
都道	首府県								
	年次報告 (医師法第 16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 第12条)、実地調査		前年度の労働時間の実績とその年 の想定労働時間数に乖離が見られ た場合、必要に応じて実地調査を 行い、改善を求める。	_	_				
	研修医募集	_	各プログラムは、労働時間の実績 を明示することとし、それらに乖 離が見られた場合、理由を確認し 必要に応じて改善を求める。	_	_				
	B・連携B・C水 準指定 準指定 医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び <mark>都道府県医療審議会等</mark> の意見を踏まえ、96時間超えがやむを得ないことを確認。		医師労働時間短縮計画に記載された 府県医療審議会及び地域医療対策協 超えがやむを得ないことを確認。 ※「研修の効率化」と「適正な労務 価機能による評価結果により確認。	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、960時間超えがやむを得ないことを確認。					
	立入検査 (医療法 第25条第1項)		関が時間外・休日労働時間数に応じた面接指導、勤務間インターバル等の追加的健康確保措置を適切 忍し、必要に応じて指導、改善命令を行う。						
各与	学会、日本専門医機構								
	専攻医募集	_	? <u> </u>	各プログラムは、労働時間の実 績と想定労働時間数を明示する こととし、それらに乖離が見ら れた場合、理由を確認し必要に 応じて改善を求める。	_				
評価機能		B・連携B・C水準対象医療機関の時間外・休日労働時間数、労務管理、労働時間短縮に向けた取組状況(研修の効率化を含む。)に ついて評価。短縮していない場合には、短縮に向けた追加的な対応が取られていることを確認。							
審査組織		_	s 	; <u>—</u>	医療機関の教育研修環境及び 医師が作成する特定高度技能 研修計画の内容から、高度技 能の医師の育成が可能であり、 技能習得・維持に相当程度の 従事が必要であることを審査 1				

追加的健康確保措置の義務及び履行確保の流れ



- (※1) 当月の時間外労働が80時間超になった場合、疲労度確認を行い、疲労の蓄積に応じて面接指導を実施。
- (※2)当月の時間外労働が100時間になる前に面接指導を実施。例えば、前月の時間外労働が80時間超となった場合、あらかじめ面接指導のスケジュールを組んでおく25

医師労働時間短縮計画

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手 の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される **医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関 における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、 約1割が年1.860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の 医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理 が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、 記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮 により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、 より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)



<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センター を诵じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)
- ・医師への周知啓発

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間 短縮計画の案を作成

評価センターが**評価**

都道府県知事が**指定**

医療機関が 計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準 Α (一般労働者と同程度) 連携B(医師を派遣する病院) В (救急医療等)

(臨床・専門研修) C-1

C-2 (高度技能の修得研修)

面接指導 年の上限時間 | 960時間

1.860時間

1,860時間

※2035年度末 義務 を目標に終了

努力義務

休息時間の確保

義務

面接指導

健康状態を医師がチェック

医師の健康確保

休息時間の確保

連続勤務時間制限と 勤務間インターバル規制 (または代償休息)

20

医師労働時間短縮計画の記載事項

1. 必須記載事項

前年度実績及び当年度目標並びに計画期間終了年度の目標

- 時間外・休日労働時間数の平均
- 時間外・休日労働時間数の最長
- 960時間超~1860時間の人数・割合(全体及び診療科単位)
- ・ 1860時間超の人数・割合(全体及び診療科単位)

- ② 労務管理·健康管理
- - 衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実
 - 施体制 追加的健康確保措置の実施

• 宿日直許可基準に沿った運用

• 労働時間管理方法

③意識改革・啓発

① 労働時間数

- 管理者マネジメント研修
- 働き方改革に関する医師の意識改革
- 医療を受ける者やその家族等への医師の働き方 改革に関する説明
- ④策定プロセス
- 各職種が参画する委員会や会議、チーム等 において計画の検討を行い、策定したか

• 医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するた

めの手続等労使の話し合い、36協定の締結

• 計画内容について医師にきちんと周知され ているか

2. 任意記載事項(労働時間短縮に向けた取組)

- ①職種に関わりなく特に推進するもの
- i)説明と同意
- ii) 各種書類の下書き・作成
- iii) 診察前の予診等
- iv) 患者の誘導
- ②職種毎に推進するもの
- i)助産師:助産師外来·院内助産
- ii) 看護師:特定行為(38行為21区分)等
- iii)薬剤師:服薬指導、処方提案、処方支援等
- iv) 診療放射線技師:撮影部位の確認等
- v) 臨床検査技師:採血業務等
- vi) 臨床工学技士:清潔野における器械出し等
- vii) 医師事務作業補助者:診療録等の代行入力

その他の勤務環境改善

医師の業務の見直し

副業・兼業先の 労働時間の管理

- 外来業務の見直し
- 日当直の体制や分担の見直し
- 日当直中の業務の見直し
- オンコール体制の見直し
- 主治医制の見直し
- 副業・兼業先の労働時間の状況も踏まえた勤務 シフトの管理
- ICTの導入その他の設備投資
- 出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援
- 更なるチーム医療の推進
- 副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフト の管理(再掲)
- 副業・兼業先との勤務シフトの調整
- 副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請

タスク・シフト/シェア

評価の視点

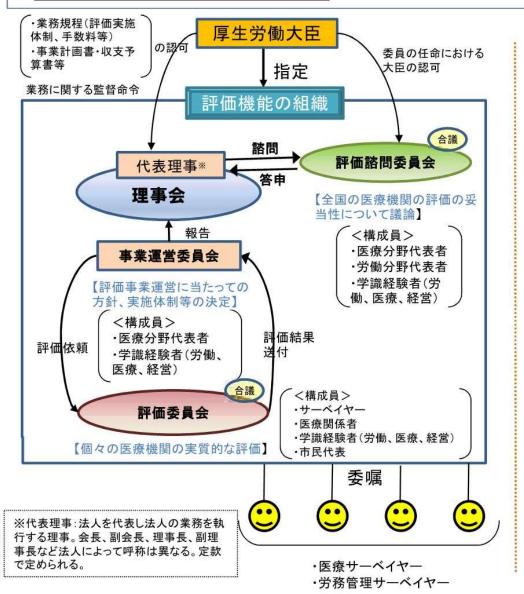
医師労働時間短縮計画の項目を元に、以下のような視点で、各項目について、定量的な段階評価とともに、定性的な所見(○○○の状況の中で、○○に関するタスク・シェアリングが進んでいないと考えられる、等)を評価結果として付す。

	評価内容	評価の視点(案)
ストラクチャー	労務管理体制	【労務管理の適正化に向けた取組】 ・ 適切な労働管理体制の構築 ・ 人事・労務管理の仕組みと各種規定の整備・届出・周知 【36協定等の自己点検や労使交渉等の状況】 ・ 36協定の自己点検 ・ 労使交渉の状況 【産業保険の仕組みと活用】 ・ 面接指導実施医師等の支援体制の確立 ・ 衛生委員会の状況 ・ 健康診断の実施状況
プロセス	医師の労働時間短縮に向けた取組	 【医師の労務管理における適切な把握と管理体制】 ・ 医師の適切な労働時間の計画的な把握と勤務計画の作成(兼業・副業先の労働時間を含めた勤務計画の作成、連続勤務時間制限・勤務間インターンバルを意識した勤務計画の作成等) ・ 医師の適切な労働時間の管理(副業・兼業先の労働時間を把握する仕組み等) ・ 医師の適切な面接指導・就業上の措置の実施 【医師の労働時間短縮に向けた取組の推進】 ・ 医療機関の労働時間短縮に向けた検討と改善活動の実施(管理職マネジメント研修の実施等) ・ 診療体制の見直しと改善への取組の実施(複数主治医制やチーム制の導入・実施等) ・ タスクシフト/シェアの実施(特定行為研修修了看護師の活用等) ・ 医師の働き方に関する改善への取組の実施(院内保育や他の保育支援等の整備状況等) ・ 患者・地域への周知・理解促進への取組の実施
アウトカム	労務管理体制の構築と労働時間短 縮の取組実施後の評価	【労務管理体制の構築と労働時間短縮に向けた取組実施後の結果の把握】医療機関全体の状況(時間外労働時間数の把握、追加的健康確保措置の実施状況等)医師の状況(職員満足度調査・意見収集の実施)患者の状況(患者満足度調査・意見収集の実施)
参考	・医療機関の医療提供体制 ・医療機関の医療アウトプット	【医療機関の医療提供体制】(※1) 【医療機関の医療アウトプット】(※2)

- (※1)診療科ごとの医師数、病床数、看護師数、医師事務作業補助者数等、労働時間に影響を与える要素として分析を行うことを想定
- (※2) 手術件数、患者数、救急車受け入れ台数の他、医療計画や地域医療構想に用いる項目を想定。

中立性・客観性を担保するための評価機能の組織の建付けについて(案)

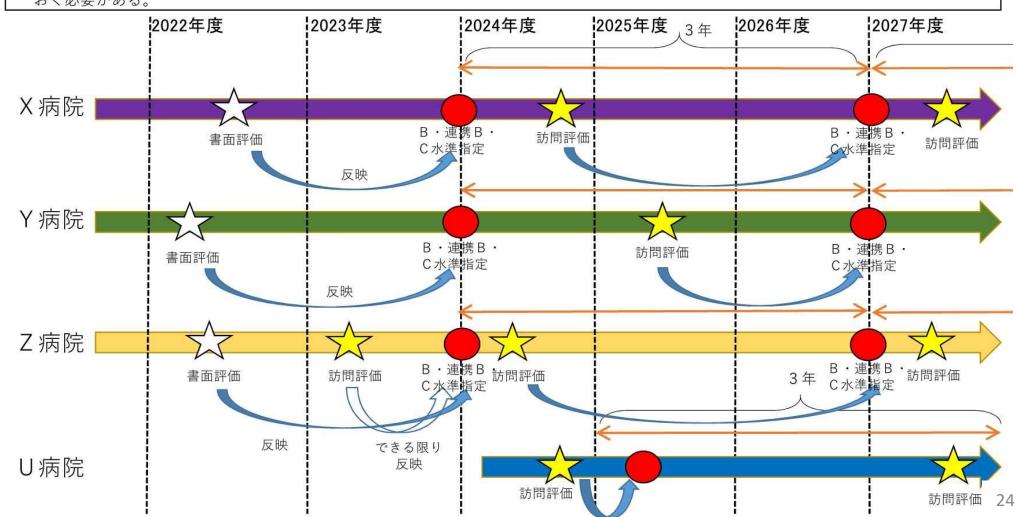
□ 評価機能が評価を行うに当たって、中立性・客観性が求められるため、以下のように、<u>法人内に委員会を設置するほか、厚生労働大臣による一定</u>程度の関与を行うことにより担保することする。



- ① 評価機能として指定した法人内に、事業運営委員会を設置し、評価機能としての業務の執行に係る決定を行う。 当該決定を受けて、理事会において、評価機能としての 業務の執行に係る正式な決定を行う。
- ② 外部委員で構成する**評価諮問委員会**を設置し、**評価 委員会**による評価の妥当性に関して、代表理事からの 諮問に対する答申を行う。
- ③ 評価諮問委員会の委員の代表理事による任命に当たっては、大臣の認可を行うこととし、より評価の客観性の確保を図ることも考えられる。
- ④ 指定法人として、<u>業務規程や事業計画書、収支予算書等について大臣認可</u>とすることとともに、業務の適正な実施のために必要な範囲内で法人に対する大臣の監督命令を行う。

各医療機関の評価受審のスケジュール(案)

- 2024年4月からの時間外労働の上限規制適用に向けて、一斉に評価機能による評価の受審、その結果を踏まえた都道府県によるB・連携B・C水準の指定を行う必要があることから、2022年度の評価は、原則、書面で評価を行う。
- その際、評価結果が低かった医療機関については、2023年度に訪問評価を実施することとし、都道府県は、できる限りその結果も踏まえて、B・連携B・C水準の指定を行う。
- (注) B・連携B・C水準の指定の効力の発生は赤い丸の時点であるが、その前に都道府県による当該指定や36協定の締結準備等を行っておく必要がある。



評価機能の業務のスケジュール(案)

- 2022年度は、全てのB・連携B・C水準候補医療機関の評価の受審が必要であるため、原則、書面で評価を行うこととするが、書面評価による評価結果が低かった医療機関については、訪問評価を2023年度に実施。
- 2024年度以降は3年間を1クールとし、その間に各医療機関は1回、訪問評価を受審する。年度途中でB・連携 B・C水準に移行しようとする医療機関の評価は随時対応していく。
- また、評価者養成のための講習については、**2021**年度に集中的に実施し、その後は業務の進捗状況・組織の体制に 応じて実施していく。

 2021年度
 2022年度
 2023年度
 2024年度
 2025年度
 2026年度
 2027年度

 書面評価
 訪問評価①
 訪問評価①
 訪問評価①
 訪問評価②

 ※全てのB・連携B・※書面評価による評 C 水準候補医療機関 価結果が低かった医
 1.4 円

C水準候補医療機関 価結果が低かった医療機関については

療機関については、 訪問評価を実施

1クール

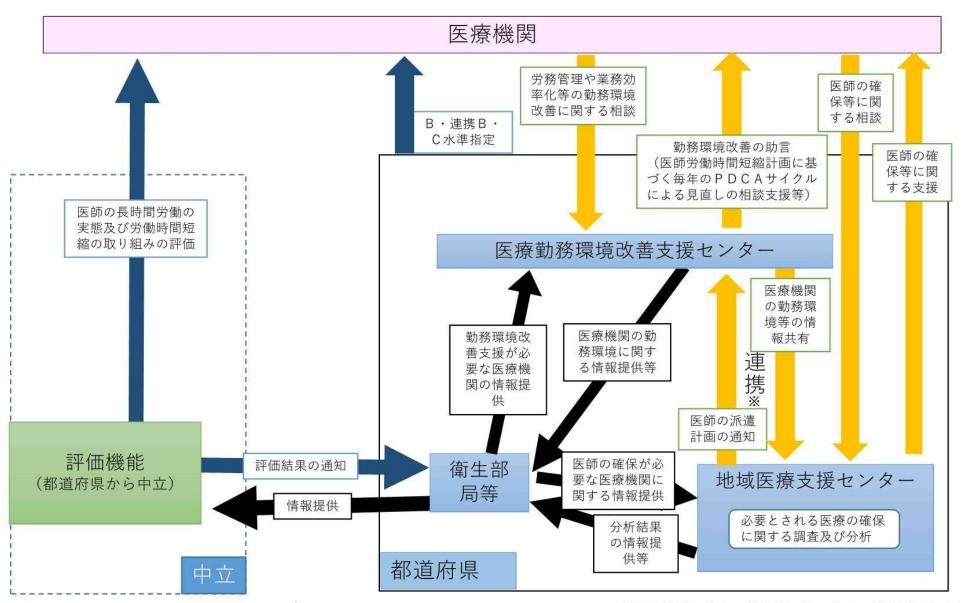
※全てのB・連携B・C水準対象医療 機関が1クール1回評価受審 (各年度500程度の医療機関を想定)

※途中でB・連携B・C水準に移行する医療機関については、随時対応

養成講習の実施

※2021年度に集中的に実施。その後、評価業務の進捗状況・組織体制に応じて実施

評価機能、医療勤務環境改善支援センター、地域医療支援センターの連携



:その他の連携

:新たな連携案

※医療法第30条の21第4項、第30条の25第5項に基づく連携

今後のスケジュール

2024年4月に向けたスケジュール

医師についての時間外労働の上限規制 の適用開始(改正労働基準法の施行)

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

時短計画案の作成

都道府県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成

※時間外労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、時短計画を作成し取り組むよう努め、

その時短計画に基づく取組 (PDCA) に対して都道府県が支援

連携B水準

B水準

医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価

労働時間実績や時短の取組状況を評価

C-2水準

C-1水準

※第三者評価に関する規定は2022年4月施行



都道府県による特例水準医療機関の指定

(医療機関からの申請)

地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断

※都道府県の指定に関する事前 準備規定は2022年4月施行





C-1水準

臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示

※開始年限は、臨床研修部会等において検討

C-2水準

審査組織による医療機関の個別審査

特定の高度な技能の教育研修環境を審査

※審査組織における審査に関する規定は2022年4月施行

のみの医療機関は都道府県の指定不要

時間外労働が年960時間以下の医師

特例水準の指定を受けた 医療機関 N

- 時短計画に基づく取組み
- 特例水準適用者への追加的 健康確保措置
- 定期的な時短計画の見直し、 評価受審

連携B水準

B水準

C-1水準

C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定 ※特例水準は、指定の対象となった業務に

従事する医師に適用される。

参考資料

医師の労働時間短縮等に関する大臣指針について

「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」を策定し、次の①~③に関する内容等を盛り込むこととする。

①基本的考え方

- 我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあるという現状認識を共有することが必要である。医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、今後も良質かつ適切な医療を提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。
- □ 同時に、医師の働き方改革は、医師の偏在を含む地域医療提供体制の改革と一体的に進めなければ、長時間労働の本質的な解消を図ることはできない。
- □ このため、行政、医療機関、医療従事者、医療の受け手等の全ての関係者が一丸となって、改革を進めるために不断の取組を重ねていく必要がある。

②医師の時間外労働短縮目標ライン

- 2035年度末を目標に地域医療確保暫定特例水準を解消することとしているが、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」において、地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関の実態をなるべくA水準対象医療機関に近づけていきやすくなるよう、「医師の時間外労働短縮目標ライン」を国として設定することとされている。
- 各医療機関は、短縮目標ラインを目安にしつつ、地域医療への影響も踏まえながら労働時間短縮に取り組むこととする。

<医師の働き方改革に関する検討会 報告書> (抜粋: p 28)

- (3) 2024年4月までの労働時間短縮
- ・ B水準の適用も想定される医療機関が、当面、目標として取り組むべき水準として医療機関としての「医師の時間外労働短縮目標ライン」を国として設定。※ Aの年間時間外労働の水準とBの同水準の間で、医療機関の実態をなるべくAに近づけていきやすくなるよう、設定する水準。

③各関係者が取り組むべき推奨事項

- 医師の労働時間の短縮のためには、個々の医療機関における取組だけでなく、地域の医療提供体制の観点からの 都道府県における取組や、国も含めた関係機関における取組・支援のほか、国民の医療のかかり方など、様々な 立場からの取組が不可欠である。
- □ 一方、各取組については地域の実情等に応じて進める必要があり、一律の義務付けに馴染まない側面がある。
- □ このため、各関係者における取組を促進するために、長時間労働の医師の労働時間を短縮し、健康を確保するために、各関係者が取り組むべき推奨事項についての指針を示す。

30

②医師の時間外労働短縮目標ラインについて

- 医師の時間外労働短縮目標ライン(以下「短縮目標ライン」という。)は、2035年度末目途に地域医療確保暫定特例水準を解消するために、「全ての地域医療確保暫定特例水準適用医師が到達することを目指すべき時間外労働(休日労働を含む)の上限時間数の目標値」として設定する。
- □ その際、各医療機関が着実に労働時間を短縮することができるよう、短縮目標ラインは、2035年度末の目標値である年960時間に向け、 一定の期間(例えば3年)ごとの段階的な目標値を設定することとしてはどうか。また、短縮目標ラインは、2024年4月時点での時間 外労働時間数に応じて設定することとする。
 - ※各医療機関の状況に応じ、可能であれば、2035年度末よりも早い段階で年960時間の目標を達成できるよう取り組むことが望ましい。
 - ※各医療機関の状況に応じ、年960時間に到達した医療機関については、さらなる勤務環境改善に取り組むことが望ましい。

年度		2024		2027	•••	2030	• • •	2033	.e.a •.	2036
短縮	2024年4月時点での 時間外労働時間: 年 X 時間	Х	***	X-(X- 960)/4	·•·• •	X-2(X- 960)/4	* * *	X-3(X- 960)/4		960
目標	例①: 年1,860時間の場合	1,860		1,635	• • •	1,410	• • •	1,185		960
ライン	例②: 年1,560時間の場合	1,560		1,410	• • •	1,260	• • •	1,110		960
	例③: 年1,200時間の場合	1,260	• • •	1,185		1,110	• • •	1,035		960

- また、地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関が、医師労働時間短縮計画において設定することとされている時間外・休日労働時間数の目標は、この短縮目標ラインを目安に、各医療機関において設定し、医師労働時間短縮計画に基づく労働時間の短縮を行うこととする。
 - ※地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関は、2024年度以降、3年に一度、労働時間短縮の取組の状況等について評価機能による評価を 受けることとなる。
- □ さらに、地域医療確保暫定特例水準については、「医師の働き方改革に関する検討会 報告書」において、「段階的な見直しの検討を行いつつ、規制水準の必要な引き下げを実施」することとされており、短縮目標ラインについても、上記の設定期間にあわせて見直しを検討することとする。(なお、地域医療確保暫定特例水準の上限時間数の引き下げは、短縮目標ラインと連動して自動的に引き下げるものではなく、別途検討を行う。連携 B 水準については、地域医療の確保の観点から、特に丁寧に実態を踏まえて検討を行う。)

<医師の働き方改革に関する検討会 報告書> (抜粋:p29,30)

(4) 地域医療確保暫定特例水準・集中的技能向上水準の将来の在り方

(地域医療確保暫定特例水準の終了時期)

○ (B) 水準は、(1) のとおり暫定的な特例であることから、将来的にはなくなり、(C) 水準の対象となる業務を除き、(A) 水準の適用に収れんしていくものである。2024年4月に、新時間外労働規制の適用が開始されるとともに第8次医療計画がスタートするが、都道府県単位での偏在を解消する目標年である2036年を目指して、強化された医師偏在対策の効果が徐々に現れてくることとなる。2024年4月以降、医療計画の見直しサイクル(2027年度・2030年度・2033年度) に合わせて実態調査等を踏まえた段階的な見直しの検討を行いつつ、規制水準の必要な引き下げを実施し、2035年度末を目標に暫定特例水準の終了年限とする これ

③各関係者が取り組むべき推奨事項等について

■ 医師の労働時間の短縮のためには、様々な立場からの取組が不可欠であることから、「行政(国・都 道府県)」、「地域の医療関係者」、「医療機関(使用者)」、「医師」、「国民(医療の受け手)」ごとに推奨事項等を定めることとする。

I 行政(国·都道府県)に求められる事項(行政の役割)

- □ 【国】地域医療提供体制改革と一体となった医師の働き方改革の推進に関する事項
 - 国及び都道府県は、医師の働き方改革を、地域医療提供体制における機能分化・連携、医師偏在対策と一体的に推進し、地域医療 確保暫定特例水準終了年限の目標である2035年度末に向けて、どの地域にあっても、切れ目のない医療を安心して受けられる体 制の構築に取り組むこと。
 - 国は、医師偏在対策を含む地域医療提供体制改革の進捗状況や、時間外労働の上限時間規制の適用による地域医療への影響を踏ま えて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。
- □ 【都道府県】国民の適切な医療のかかり方につながるような評価結果の公表
 - 都道府県は、各医療機関の労働時間短縮に向けた取組状況等について評価機能が行った評価結果を公表するに当たっては、国民 (医療の受け手)の適切な医療のかかり方につながるよう、評価者の所見とともに、医療機関での医療提供体制及び医療機関の医療アウトプットについても公表し、より多面的な視点での情報公開を行うこと。
- □ 【国・都道府県】各都道府県におけるB・連携B・C水準の運用に関する事項
 - 国は、各都道府県における B・連携 B・C 水準の運用状況(B・連携 B・C 水準対象医療機関の指定や評価の状況) について 情報収集を行い、必要に応じて、地方自治法第245条の4の規定により、都道府県に対し技術的助言等を行うとともに、各都道府 県における着実な医師の働き方改革の推進に資するよう、必要な情報の横展開等を行うこと。
 - 都道府県は、B・連携B・C 水準の適切な運用を通じて、各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に取り組むこと。

Ⅱ 地域の医療関係者に対する推奨事項

地域の医療関係者は、次の事項に取り組むことが推奨される。

- □ 地域全体での医師の働き方改革の推進に関する事項
 - 地域の医療関係者は、個々の医療機関においては解消できない、地域における構造的な医師の長時間労働の要因に対し、地域医療対策協議会や地域医療構想調整会議、地域の外来医療に関する協議の場における協議等を通じて、地域の医療機関の役割分担や夜間・休日救急の輪番制の構築等、地域医療提供体制における機能分化・連携を推進し、地域全体での医師の働き方改革に取り組むこと。

③各関係者が取り組むべき推奨事項について(続き)

Ⅲ 医療機関(使用者)に対する推奨事項

医療機関(使用者)は、次の事項に取り組むことが推奨される。

ロ 適切な労務管理の実施等に関する事項

• 医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備すること。

ロ タスク・シフト/シェアの具体的な業務内容に関する事項

• 各医療機関の実情に合わせ、各職種の職能を活かして良質かつ適切な医療を効率的に提供するためにタスク・シフト/シェアを行う 業務内容と、当該業務を推進するために実施する研修や説明会の開催等の方策を講ずること。

ロ 医師の健康確保に関する事項

- 医師の副業・兼業先の労働時間を把握する仕組みを設け、これに基づいて連続勤務時間制限及び勤務間インターバルを遵守できるような勤務計画を作成すること。
- 副業・兼業先との間の往復の移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、通常、労働時間に該当しないが、遠距離の自動車の運転等で休息がとれないことも想定されることから、別に休息の時間を確保するため、十分な勤務間インターバルが確保できるような勤務計画を作成すること。
- 災害時等に、追加的健康確保措置を直ちに履行することが困難となった場合には、履行が可能となり次第速やかに、十分な休息を付与すること。

ロ 各診療科において取り組むべき事項

- 各診療科の長等は、各診療科の医師の労働時間が所定時間内に収まるよう、管理責任を自覚し、必要に応じ、業務内容を見直すこと。
- 特にタスク・シフト/シェアの観点から業務を見直し、他の医療専門職種等と協議の場を持ち、効率的な業務遂行に向けた取組を計画し、実行すること。

ロ 医師労働時間短縮計画のPDCAサイクルにおける具体的な取組に関する事項

• 医師を含む各職種が参加しながら、年1回のPDCAサイクルで、労働時間の状況、労働時間短縮に向けた計画の策定、取組状況の自己評価を行うこと。

□ 特定高度技能研修計画に関する医療機関内における相談体制の構築(C水準関係)

• 特定高度技能研修計画と実態が乖離するような場合に対応できるよう、医療機関内において、医師からの相談に対応できる体制を構築すること。

33

③各関係者が取り組むべき推奨事項について(続き)

IV 医師に対する推奨事項

医師は、次の事項に取り組むことが推奨される。

ロ 医師自身の働き方改革

- 医師は、長時間労働による疲労 蓄積や睡眠負債が提供する医療の質や安全の低下につながることを踏まえ、自らの健康を確保する ことが、自身にとっても、また医療機関全体としてより良質かつ適切な医療を提供する上でも重要であることを自覚し、その認識 の下に自らの業務内容や業務体制の見直し等を行い、働き方の改革に自主的に取り組むこと。
- 副業・兼業を行うに当たっては、自己の労働時間や健康状態の把握・管理に努め、副業・兼業先の労働時間を本業先に適切に自己 申告すること。

V 国民(医療の受け手)に対する推奨事項

国民(医療の受け手)は、次の事項に取り組むことが推奨される。

ロ 医療のかかり方に関する事項

- 医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保することは、医師によって提供される医療の質や安全を確保することにつながり、国民(医療の受け手)にとっても重要な問題である。
- 医師の働き方改革は、医療提供者だけで完結するものではなく、国民の医療のかかり方に関する理解が不可欠であり、国民は、自らのかかり方を見直すこと。
- 具体的には、かかりつけの医療機関を持つ、#8000や#7119等の電話相談を利用し、夜間・休日の不急の受診を控える、救急車の 適切な利用を心がける等の取組を行うこと。

日本医師会 医師の特殊性を踏まえた働き方委員会 答申(R2.6)

医師の働き方改革に関する検討会で決められた内容については進めなければならない。しか し、現状を鑑みると、本委員会として、

- ①2024年度からの施行を猶予する、ないしは、
- ②2024年度から実施するがその時点で対応が間に合わない部分について現実に即した判断にて実施(例、A水準B水準の判断を、二次医療圏の合意形成を図りつつ、各医療機関が自己判断する)

ということを提言する。

全国知事会 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言(R2.11.5)

新型コロナウイルス感染症への対応により、医師の労働環境を含めて、地域医療の提供体制全体に大きな変化が生じており、その影響について医療圏及び医療機関ごとにきめ細かく分析した上で、新型コロナウイルス感染症対策をはじめそれぞれの地域医療の実情に基づき、・・・医師の働き方改革について検討することとし、・・・2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については、施行猶予も含めた検討を行うこと。・・・

国と地方の協議の場(R2.5.19、R2.10.13、R2.12.14)

地域医療構想については、・・・新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、引き続き、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、・・・医療従事者の働き方改革とも併せ、地方と十分に協議を行い、その意見を施策に反映させること。

文部科学省 大学病院に勤務する医師の働き方改革に関するアンケート調査 (R3.1.26自民党厚生労働部会へ報告)

調査対象 国公私立大学病院 81病院(うち53病院が回答)

- ○自院における診療体制に支障が生じる懸念がある 43病院(8割)
- 〇地域への医師派遣に支障が生じる懸念がある 43病院(8割)
- 〇研究活動に支障が生じる懸念がある 32病院(6割)
- ○教育活動に支障が生じる懸念がある 27病院(5割)

県の考え方

医師の過重労働の是正、適正化は必要かつ重要な課題

しかし本県では、医師の地域偏在や高齢化で医師不足が年々深刻化 →徳島大学の医局からの派遣中止・縮小により地域医療への影響が出ている

他方、医学部臨時定員増や臨床研修の定員の減少、専攻医定員数へのシーリング 設定といった国の政策は、地域の実情を十分に踏まえられておらず、医師確保がま すます困難な状況

→これらの政策を十分に見直すことなく、医師の働き方改革を進めた場合、地域医療への悪影響は避けられない。

また、新型コロナウイルス感染症への対応により医師の労働環境を含めた地域医療の提供体制に大きな変化が生じており、その影響の分析も必要

医師の労働時間短縮に向けた取組みは進めていくべきであるが、まずは、上記の政策の見直しや新型コロナ対応による影響の分析を行うこととし、令和6年度からの医師の働き方改革の施行については、施行猶予も含めた検討を行うべき。

本県の取組み

小児科・産科医師に係る働き方改革推進事業

働き方改革のあり方に積極的に関わる徳島大学との連携のもと、県内医療機関とそこに勤務する小児科・産婦人科医師のアンケート調査を実施(徳島大学へ補助)

- 〇令和3年1月1日から令和3年3月31日まで
 - ・先行研究、小児科・産婦人科医師の関係者からの情報収集
- ○令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 - ・小児科・産科(産婦人科のうち分娩を取り扱う医療機関を含む)を有する病院等とそこに 勤務する小児科医・産科医に対するアンケート調査の実施
 - 勤務地域や診療科などの特殊事情の検証、効果的な負担軽減策の検討

徳島県医療勤務環境改善センター

平成27年3月26日に設置し、医療従事者の勤務環境改善に関する各種施策を実施

- ○勤務環境改善計画の策定支援
- 〇県内医療機関等を対象として、医療勤務環境改善に係る先進的な取組事例の周知などを 目的とした研修会の開催